

* 条例の検討項目について *

検討項目(内容)	検討委員会での意見や考え方	基本的な考え方/他市事例など	
前文		<ul style="list-style-type: none"> ●本則の前に置かれ、その条例制定の由来、趣旨、基本原理、制定者の決意などを述べる。 ●条文形式ではないので、自由な表現ができる。 ●市民が条例全体を理解できるよう、平易な言葉(「です・ます調」)を用いて表現する。 <p>〔前文あり 豊中市、箕面市、池田市、山口市、大津市、栗東市など 前文なし 射水市、守山市など〕</p>	
総則的事項	第 1 章 総則		
	目的		<ul style="list-style-type: none"> ●目的規定は、条例の制定目的を簡潔に表現するもので、条例全体の解釈・運用の方針ともなる。
	定義		<ul style="list-style-type: none"> ●条例で使われている用語を定義し、解釈上の疑義が生じないようにするために置かれる規定 ●自治体基本条例・市民参加条例・協働のまちづくり指針での定義を尊重 Ex) 市民、協働・支援、まちづくり協議会、地域自治組織・地域コミュニティ、市民公益活動団体・中間支援組織など
	基本理念		<ul style="list-style-type: none"> ●協働の目標やその進め方などを明示 ●前文がある場合、条例の目指す目的や実現手段は、前文に書かれることが多いため、基本理念や基本原則は不要という考え方もあるが、多くは前文との重複を避けつつ簡潔にまとめられている。 Ex) ①自助・共助・公助の考えに基づいた役割分担 ②情報共有 ③各主体の自主性・自立性の尊重 ④市の公正な支援 ⑤協働の原則 ●市民および市は、相互にそれぞれの特性を理解し合い、尊重し合い、及び補完し合いながら、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努める。

第 2 章 各主体の役割			
役割	市民		<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりの主体は市民である。また、まちづくりは、多様な人との関わり合いなしには成立しない。 ●まちづくりは、自発的な取り組みでなければならない。 ●事業者・大学も地域社会を構成する市民の一員として、協働に関する理解を深めるとともに、自発的に協働によるまちづくりの推進に努める。
	まちづくり協議会		<ul style="list-style-type: none"> ●地域自治組織の代表として、地域の意見、要望を把握し、この解決にむけて自主的な展開を図るとともに市との連絡調整役としての役割がある。 ●まちづくり協議会の取り組みは、開かれたものであり、かつ透明でなければならない。
	地域自治組織		<ul style="list-style-type: none"> ●地域自治組織は、地域のつながりを強め、また、まちづくり協議会を支える主体としての役割を持つ。
	市民公益活動団体		<ul style="list-style-type: none"> ●市民公益活動団体ならではの特性を活かすとともに、その活動が広く市民に認知されるよう努める。 ●継続的な活動が行えるよう財政基盤を整え、自立に努める。
	市		<ul style="list-style-type: none"> ●協働のまちづくりを推進する立場として、多様な主体が公共的な活動に取り組めるよう環境整備に努め、具体的な推進施策を実施する。
第 3 章 まちづくり協議会			
基本的事項	まちづくり協議会	位置づけ、承認要件	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会が当該地域を包括し、住民自治・市民サービスに関し、地域を代表する組織であることを明らかにする。また、地域課題に関する住民の意見を行政に反映できる機能や、当該地域における市の事業に関し、地域を代表して意見を具申する機会を保障する。 ●その承認要件についても列記する。 ＜承認要件＞ Ex) 地域住民によって構成されていること、地域住民による多数の支持を得ていること、地域住民の自発的参加が保障されていることなど。
		申請・承認	<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会として、承認を受けようとする住民組織は市長に申請をしなければならない。 ●市長は、申請を行った住民組織が承認要件を具備している場合、承認を決定する。
		承認の取り消し	<ul style="list-style-type: none"> ●市長は、まちづくり協議会が承認要件を満たさなくなった場合、解散した場合、またはまちづくり協議会として適当でないと認められる場合には承認の取消しを行うことができる。

	支援・助成		<ul style="list-style-type: none"> ●市は、まちづくり協議会の承認を受けたものに対し、必要に応じ、側面的な支援・助成を行うよう努める。また、まちづくり協議会の承認を受けようとする者に対しても、必要に応じ、側面的な支援・助成を行うよう努める。 ●市長は、防災・防犯・福祉など、協働のまちづくりの推進に必要と認められる場合、まちづくり協議会に対し個人情報を提供することができる。ただし、個人情報を提供する際は、プライバシーの確保等その権利が侵害されることのないよう十分配慮して行わなければならない。 ●個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、提供された目的以外で個人情報を利用してはならない。
	まちづくり計画の策定、公表		<ul style="list-style-type: none"> ●まちづくり協議会は自分たちの地域をより住みよい地域とする為に、地域の目指す将来像を掲げるとともに、それを実現するため解決すべき課題やその解決方法を示した計画を策定した場合、それを地域住民に公表する。 ●地域住民はその計画に従ったまちづくりに努める。 ●この際、市はまちづくり協議会の自主性・自立性を尊重するとともに、市はその計画に従った自主的なまちづくりを最大限尊重する。
第 4 章 地域自治組織			
地域自治組織	地域自治組織への参加促進		<ul style="list-style-type: none"> ●市民は、自らが地域自治組織の担い手であることを確認し、その活動への理解を深め、自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。
	支援・助成		<ul style="list-style-type: none"> ●市は、地域自治組織に対して必要に応じ、地域のコミュニティ活動に必要な支援・助成を行うよう努める。 ●この際、市は、地域コミュニティの自主性・自立性を尊重する。
第 5 章 市民公益活動団体			
市民公益活動団体	位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> ●市民公益活動団体及び市は、対等なパートナーとして認め合い、連携するとともに、協働事業を実施する場合は、その効果が最大限発揮されるよう公共財の提供について積極的に取り組むよう努める。
	公益活動の推進		<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、市民公益活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、自ら積極的にその活動に参加し、または協力するよう努める。
	支援・助成		<ul style="list-style-type: none"> ●市は、市民公益活動を推進するため、または協働事業の実施主体を育てる趣旨で、必要に応じ、支援・助成を行うよう努める。 ●この際、市は、市民公益活動団体の自主性・自立性を尊重する。

第 6 章 市の取組み

市の取組み	環境の整備（情報・機器）		●協働によるまちづくりを推進するため、情報の発信や機器の貸し出しなど、それぞれの活動に必要な支援についての環境を整備する。
	推進体制（組織）の整備		●総合的・計画的に協働を推進するため、横断的連携が図れるよう庁内体制の充実を図る。
	協働事業の推進		●市長は、市民との協働を促進するため、具体的な計画を策定する。
	人材育成		●市長は、市職員に対し協働のまちづくりに関する多様な研修を実施し、その必要性を認識させるよう努め、市職員が自らの職務において、協働の視点に立ち、市民との信頼関係の構築を図るよう努める。 ●市職員は、自らも地域社会の一員として積極的にまちづくりに参加するよう努める。
	中間支援組織の育成と連携		●市は、市民協働を円滑的にすすめるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。 ●市は、協働事業を推進する際、必要に応じ、中間支援組織との連携を行う。
	活動拠点の整備		●市民と市民、または市民と行政との連携及び交流を図るとともに、市民が主体的に行うまちづくり活動を推進する必要から、まちづくりの研究、団体のマネジメント、スキルアップが図れる活動拠点を整備する。 Ex.) 交流機能、情報収集発信機能、研究機能など

第 7 章 評価・公表

公表・評価	施策についての意見		●市民は、市の施策についての意見を市長に提出できる。
	実施状況の公表		●事業の実施状況の確認、調査について定める。